

副 本

令和3年(ネ)第247号 各原状回復等請求控訴事件

第1審原告(控訴人兼被控訴人、控訴人又は被控訴人) 今野秀則 外

第1審被告(被控訴人兼控訴人) 東京電力ホールディングス株式会社

外1名

控訴理由書

令和4年3月31日

仙台高等裁判所第1民事部ア係 御中

第1審被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 岩倉 正和



同 戸田 晓



同 江口 雄一郎



同 小林 真佐志



同 前田 后穂



同 小古山 和弘



同 大山 貴俊



同

棚 村 友

博



代

同

松 浦 克

樹



代

## 目 次

<b>第1部 原判決の概要</b>	9
<b>第2部 原判決の誤りについて</b>	11
<b>第1 控訴理由の要旨及び構成</b>	11
<b>第2 慰謝料額の算定において考慮できない事情（原告に当てはまらない事情）を考慮した誤り</b>	12
1 「共同体の構成員であるから類型的に各事情が多かれ少なかれ当てはまる」という論理の飛躍	12
2 原告に当てはまらない事情を、当該原告の慰謝料算定で考慮した誤り	14
(1) 原判決が慰謝料算定で考慮した事情	14
(2) 原判決が考慮した事情は、本件事故前の津島地区の状況、及び、本件事故後の多くの原告らの実態に反しており、原告らに類型的に当てはまる事情ではない	15
3 本件事故前の津島地区の状況	16
(1) 山間地の厳しい気候	17
(2) 人口の著しい減少	19
(3) 教育環境	23
(4) 医療・福祉環境	24
(5) 経済水準	25
(6) 生活状況及び交流状況	25
4 本件事故前に浪江町が実施したアンケートにおいて、津島地区が住みよいと回答した者は約15%に過ぎず、これに関して住み慣れ愛着があると回答した者は約20%に過ぎなかった	26
5 相当数の原告らが、本件事故後も交流を回復しそれを維持しながら	

ら、新たな交友関係を築いている .....	28
(1) 原判決の誤り .....	28
(2) 原告らのほとんどは、福島県内等の半径数十キロメートル圏内 に居住している .....	29
(3) 自然豊かな大玉村及び本宮市等における交流の具体例 .....	32
(4) 二本松市の石倉団地等における交流の具体例 .....	38
(5) 部落総会等における連絡先の交換等 .....	44
(6) その他の具体例 .....	45
6 世帯人数の少なく、避難生活中に家族が離れ離れになったと認め るに足りる証拠がない原告らは多い .....	51
7 相当数の原告らは、本件事故により生計の糧を失っていない .....	54
(1) 原判決の誤り .....	54
(2) 従来の稼業を続けた原告ら .....	55
(3) 別の仕事に就いた原告ら .....	57
(4) 本件事故の前から、津島地区の住民には「老後」の生活や「仕 事」に不安を感じていた者が相当数含まれていた .....	57
8 ごく一部の原告を除き、伝統行事との関りは希薄であった .....	58
<b>第3 平穀な生活が回復されないという重大かつ誤った前提で慰謝料を 算定した誤り .....</b>	<b>59</b>
1 平成26年2月時点における「その後将来にわたって続く避難生 活」や「避難生活がいつ終わるかなどといった先の見通しがつかない 不安」が、将来にわたって続くことを前提とした誤り .....	60
(1) 原判決の内容 .....	60
(2) 既に自らが選択した地域に住居を取得していた53世帯（別表 取得住居一覧） .....	60
(3) 数年以内に住居を取得した世帯（別表取得住居一覧） .....	61

2 原判決が摘示した事情の多くは津島地区に帰還しなくても十分に回復できる事情であることを合理的に考慮することを行わなかつた誤り .....	63
<b>第4 津島居住原告に関して、早期に避難生活を終えて平穏な生活を回復したという考慮すべき事情を意図的に考慮せずに慰謝料額を算定した誤り .....</b>	<b>64</b>
<b>第5 「津島地区への帰還が社会通念上困難となったこと」による原告らの精神的損害が「後遺障害等級第7級」を上回るという原判決の判断は、裁判所の裁量の範囲を逸脱している .....</b>	<b>69</b>
1 原判決の判断.....	69
2 原告らの精神的損害が「一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの」等に該当する後遺障害を上回るという原判決の判断は、社会通念から著しく逸脱している .....	70
<b>第6 中間指針等を踏まえた東京電力による賠償実態を正当に評価・考慮した場合の慰謝料額.....</b>	<b>71</b>
1 原判決が考慮しなかつた原告らに対する賠償実態.....	71
2 自主賠償基準の概要 .....	73
(1) 本件事故による損害を十分に賠償するための、自主賠償基準による広範かつ網羅的な賠償範囲 .....	73
(2) 不動産に対する交換価値の下落分を超えた賠償 .....	74
(3) 借家であった場合の「賃料」 .....	76
(4) 居住不動産の価値の賠償のほかに「住居確保費用」名目での支払 .....	76
(5) 「就労不能損害」及び「営業損害」の名目での、裁判実務で認められる利益の減少分以上の賠償.....	78

(6) 損害の詳細確認を省略し、高い水準での定額での賠償 .....	80
3 原告らに対する東京電力による賠償の実態 .....	83
(1) 別表既払額一覧.....	83
(2) 原告らに対する世帯平均での既払額（約1億7311万円） .....	85
ア 本件事故前の一戸当たりの「純資産総額」は、「福島県平均」で約2657万円、「全国平均」で約3588万円であったこと .....	86
イ 世帯人数に応じた十分な支払であったこと .....	88
(3) 「不動産に対する財物賠償」及び「住居確保費用」名目での十分な支払 .....	89
ア 原告らに対して総額156億2864万2130円（世帯平均で約7235万円）を支払った .....	89
イ 本件事故前の一戸当たりの「住宅・宅地資産額」は、「福島県平均」で約1758万円、「全国平均」で約2219万円であった .....	90
ウ 全国統計における「住宅・宅地資産額」を十分に超えた既払額 .....	91
エ 複数の不動産の取得 .....	91
オ 早期の不動産取得による転居.....	92
(4) 原告らの就労不能及び営業に関する損害に対する十分な賠償 .....	92
(5) 原告らに対して世帯平均で約1837万円の農業賠償を支払った .....	94
ア 本件事故前の「農業所得が赤字」であっても賠償した .....	94
イ 本件事故前の「年間農業所得の数十年から数百年分」に相当する金額を賠償した .....	96
4 原告 [REDACTED]に対する賠償の具体例 .....	97

	.. 97
	.. 98
	.. 98
	.. 99
	100
	101
	101
5 原告 [REDACTED] の世帯に対する賠償の具体例 .....	102
	102
	102
	103
	105
	106
	107
	107
第7 被ばく不安について実質的に30万円の慰謝料を認めた誤り .....	107
第8 これまでの裁判実務における慰謝料水準に照らして、1450万 円の慰謝料額は十分過ぎる額である .....	109
1 本件事故に関する裁判例 .....	110
2 これまでの裁判実務における慰謝料水準 .....	111

第9 弁済の抗弁 .....	117
1 ADRでの支払について .....	118
2 直接賠償手続での支払について .....	120
第10 3名の原告について生活の本拠が津島地区にあったという認定 の誤り .....	122
1 原告 [REDACTED] について .....	122
2 原告 [REDACTED] について .....	123
3 原告 [REDACTED] について .....	125
第3部 結語 .....	126